

# 伊 勢 市 公 報

第 164 号  
平成 24 年 9 月 5 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 地籍調査の実施について	2
○ 伊勢市営住宅等の指定管理者の指定について	3
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	4
○ パブリックコメントの実施について	5
○ 犬の抑留について	8

伊勢市告示第 113 号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示します。

平成24年 8 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が公示された年月日  
平成24年 8 月 14 日
- 2 調査を実施する者の名称  
伊勢市
- 3 調査地域  
本町・一志・宮後 1（本町、一志町、宮後 1 丁目）
- 4 調査期間  
平成24年 8 月 20 日から平成25年 3 月 29 日

## 伊勢市告示第 114 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市営住宅、伊勢市特定公共賃貸住宅及び伊勢市小集落改良住宅の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 8 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

#### 名称及び位置

#### (1) 伊勢市営住宅

勢田団地 伊勢市勢田町 773 番地 2 ほか 38 団地

#### (2) 伊勢市特定公共賃貸住宅

旭団地 伊勢市旭町 49 番地 1

#### (3) 伊勢市小集落改良住宅

黒瀬改良住宅 伊勢市黒瀬町 1844 番地ほか 1 団地

団体名 F E 住宅管理共同企業体

団体所在地 伊勢市村松町 1364 番地 8

代表者 共同企業体代表者

エクノフ株式会社 代表取締役 船谷哲司

### 2 指定の期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

伊勢市公告第 53 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 24 年 8 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 54 号

伊勢市地球温暖化防止実行計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市地球温暖化防止実行計画（案）を公表します。

なお、伊勢市地球温暖化防止実行計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 24 年 8 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市地球温暖化防止実行計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 伊勢市環境生活部環境課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター
- (21) 伊勢市観光文化会館

### 3 縦覧期間

自 平成 24 年 9 月 10 日（月）

至 平成 24 年 10 月 9 日（火）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に存する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有する者
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「伊勢市地球温暖化防止実行計画（案）」

に対する意見として伊勢市環境生活部環境課へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

〔提出先〕

伊勢市環境生活部環境課 伊勢市役所東庁舎 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 環境課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kankyo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成24年10月9日(火)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部環境課 電話 0596-21-5540

伊勢市公告第 55 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市八日市場町	雑種	白	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 24 年 8 月 30 日

3 抑留期限 平成 24 年 9 月 6 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）